○法務省令第六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画再犯防止推進室、広報室及び政策立案・情報管理室並びに企画調査官）	（政策評価企画室、広報室、情報管理室及び国際室並びに企画調査官）
第一条　秘書課に、企画再犯防止推進室、広報室及び政策立案・情報管理室並びに企画調査官一人を置く。	**第一条**　秘書課に、政策評価企画室、広報室、情報管理室及び国際室並びに企画調査官一人を置く。
2　企画再犯防止推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　政策評価企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］	一　［同上］
［号を削る。］	二　法務省の行政の考査に関すること。
［号を削る。］	三　法務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
二　［略］	四　［同上］
［号を削る。］	五　国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に関すること。
三　［略］	六　［同上］
3　企画再犯防止推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	3　政策評価企画室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［4・5　略］	［同上］
6　政策立案・情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。	6　情報管理室は、法務省の情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。
一　法務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。	［各号を加える。］
二　法務省の行政の考査に関すること。	
三　法務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。	
四　法務省の情報システムの整備及び管理に関すること。	
7　政策立案・情報管理室に、室長を置く。	7　情報管理室に、室長を置く。
［項を削る。］	8　国際室は、法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。
［項を削る。］	9　国際室に、室長を置く。
［略］	10　［同上］
（企画調査官）	（企画調査官及び資料調査官）
第六条　司法法制課に、企画調査官一人を置く。	**第六条**　司法法制課に、企画調査官及び資料調査官それぞれ一人を置く。
2　［略］	2　［同上］